

令和7年度 野洲市農業用燃油等高騰対策緊急支援事業費補助金 事業概要

1. 事業内容

物価高騰の中、米・麦・大豆・野菜等を生産販売する認定農業者等に対して、農業経営にかかる燃油等動力光熱費の高騰分を支援します。

2. 対象者

本市に在住又は本市に本店事業所等の事業の本拠地を有する（原則）、以下のいずれかの方。

- 野洲市の認定農業者及び認定新規就農者※
- 集落営農組織（規約又は定款があり、かつ共同販売経理を行う組織に限る）

※県域で認定されている認定農業者及び認定新規就農者は市内在住者のみ

3. 対象作物

対象者が自ら作付けを行なう、水稻、麦、大豆、園芸作物等の販売用作物が対象です。

4. 補助単価等（予算の範囲内となります）

①補助金

作物の種類	水稻	麦、大豆、そば等	露地野菜	施設野菜（果菜類）	施設野菜（葉菜類）	果樹	茶
10aあたり 単価	800円	400円	2,200円	2,500円	1,000円	800円	1,900円

（補足）同一ほ場で2作以上の対象作物を作付けする場合は2作を上限とする。

5. 対象面積

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に播種から収穫までのいずれかの作業を行う対象作物の面積（市外農地含）とします。

（補足）水田作物については経営所得安定対策等にかかる営農計画書等、他の報告内容との整合性が取れていることが必要（該当の場合のみ）。畑地の園芸品目は出荷明細や各種実績報告など栽培と面積がわかるものが必要。

6. 基準日

令和7年4月1日

7. 注意事項

- 全体の申請金額が予算上限を超えた場合は一定の割合で補助金を減額する場合があります。
- 他の市町等から物価高騰対策として同様の補助金等を交付される場合は申請ができません。
- その他令和7年度野洲市農業用燃油等高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱のとおりです。

（野洲市農林水産課HPに掲載しています）

8. 申請期限

令和 7 年 12 月 25 日（木）（期限後の申請はできませんのでご注意ください）

9. 提出書類

- ・様式第 1 号（補助金交付申請書兼請求書）
- ・様式第 2 号（取組計画書）
- ・様式第 3 号（誓約書）

（記入にあたっては別添の記入例をご参考にしてください）

ご提出先・お問い合わせ先

野洲市農林水産課 中川

TEL：077-587-6004（直通）

FAX：077-587-3834

e-mail:nourinsuisan@city.yasu.lg.jp